

令和6年度 北海道労働局職員【任期付任用職員】募集要項

令和2年度第二次補正予算(令和2年5月 27 日閣議決定)において、新型コロナウイルス感染症により経済活動が急速に縮小する中、国民の雇用を守り抜くために、都道府県労働局等の人員・組織体制の抜本的充実・強化が盛り込まれたところですが、当該措置が令和6年度末まで延長されたことを受け、民間企業等での業務の経験を有し、助成金や雇用保険等に関連する業務の実施に必要な能力等を有する方を募集します。

1 職種

都道府県労働局等の任期を定めた常勤職員

2 業務内容

当局における次の①～②の業務

- ① 雇用調整助成金他各種助成金の支給業務及びこれに関連する業務
- ② 関係助成金の不正受給調査及びこれに関連する業務

3 募集人員

1名

4 応募資格

(1) 以下の条件を満たす方

民間企業等での業務の経験を有し、助成金や雇用保険等に関連する業務の実施に必要な能力等を有する者。

(2) 以下に該当する方は応募できません

- ① 日本国籍を有しない方
- ② 国家公務員法第 38 条の規定により国家公務員となることができない者
 - ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分日から二年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)
- ④ 国家公務員法第 81 条の 6(定年による退職)及び附則第 8 条に該当する方(令和 6 年 4 月 1 日において満 61 歳に達している方)

5 採用方法

選考による採用となります。

また、人事院規則8-12 第 42 条第2項第1号の規定に基づく任期を定めた常勤の国家公務員としての採用となります。

なお、任期は令和7年3月末日までとなります。

6 採用日(予定)

令和6年6月1日付けを予定しています。

7 勤務場所

北海道労働局職業安定部職業対策課分室

(札幌市中央区北4条西5丁目1-4 大樹生命札幌共同ビル3F)

8 勤務時間・休暇

勤務時間は1日7時間 45 分、原則として土・日曜日及び祝日等の休日は休みです。

また、休暇には、年次休暇のほか、病気休暇等があります。

9 身分及び処遇

身分は国家公務員であり、国家公務員法に基づく、分限、懲戒、守秘義務等の服務規定の適用を受けます。

俸給決定については、一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年法律第 95 号)が適用され、初任給を決める際には勤務経験等を考慮します。

なお、給与法附則第8項の規定に基づき、職員の俸給月額は、職員が 60 歳に達した日後の最初の4月1日以後、7割水準となります。

当該俸給の他、条件によっては諸手当(扶養手当、住居手当、通勤手当等)が支給されます。

詳細は別紙「給与等について」を参照願います。

10 応募方法

(1) 履歴書及び職務経歴書

履歴書及び職務経歴書については様式を問いません。履歴書に写真を貼付のうえ、学歴、職歴(助成金や雇用保険等に関連する業務に従事した経験については特に詳しくお書きください)及び資格等の事項について、詳細に記載してください。

(2) 論文の提出

次の課題について、論文による書類審査を実施します。

〈論文の課題〉(800 文字程度) ※提出様式は任意

「新型コロナウイルス感染症に対する感染症法上の位置づけが「2類相当」から「5類」へと移行した中で、ハローワークが果たすべき役割について述べよ」

(3) 応募先

(1)及び(2)を封筒に同封し、封筒に赤字で「任期付」と明記した上で、以下あて先に郵送(直接持参も可)してください。

【あて先】

北海道労働局職業安定部職業対策課雇用対策係

〒060-8566 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第一合同庁舎3F

なお、不合格者の応募書類について、原則として、こちらで責任をもって破棄させていただきますが、返却を希望される場合には、履歴書左側上部空欄に「返却希望」と明記してください。

また、郵送の場合には、郵便事故防止のため、「簡易書留」または「特定記録」にて送付願います。

11 応募期限

令和6年4月22日(月)

応募書類は**必着**(持参の場合は当日17:00まで)とします。

12 選考方法

【第1次選考】

(選考内容)

職務経歴及び論文による書類審査

職務経歴による経歴評定の通過者の論文を評価し、選考通過者を決定します。

(選考結果発表)

令和6年4月26日(金)(予定)

なお、選考結果発表は通過者のみ電話にて通知することとし、不通過者に対しては後日書面の郵送をもってその旨通知させていただきますので、ご了承願います。

【第2次選考】

(選考内容)

個別面接による人物審査

選考日:

令和6年4月30日(火)から5月2日(木)(予定)

会場:上記10(3)のあて先(予定)

なお、詳細な日時及び場所等については、第1次選考通過者あてに別途電話にて通知します。

【合格者発表】

令和6年5月7日(火)(予定)

なお、発表については、第1次選考に同じく、合格者のみ電話にて通知することとし、不合格者に対しては後日書面の郵送をもってその旨通知させていただきますので、ご了承ください。

13 応募等に関する照会先

北海道労働局総務部総務課人事第二係

電話:011-709-2311 内線 3509

担当:稲垣、田嶋、高井

給与等について

1 基本給について

給与は、一般職の職員の給与に関する法律が適用され、俸給(いわゆる基本給)及び諸手当が支給されます。俸給を決定する際には、採用前の勤務経験等が考慮されます(24万円～35万円程度。一般的な例)。

2 各種手当について

条件に該当する場合には、基本給に併せて次のような諸手当が支給されます。

(1) 扶養手当

扶養親族のある者に、配偶者月額 6,500 円、子1人につき 10,000 円等

(2) 住居手当

借家等(賃貸のアパート等)に住んでいる者に、月額最高 28,000 円

(3) 通勤手当

交通機関を利用している者等に、運賃等相当額(1か月あたり最高 55,000 円)

(4) 期末手当・勤勉手当(いわゆるボーナス)

1年間に俸給等の約 4.50 か月分(年度実績)